

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 40 号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(提出書類の部数及び経由)				(提出書類の部数及び経由)			
第20条 第16条及び前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管地方振興局長を経由して提出しなければならない。				第20条 第16条及び前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管の広域振興局又は地方振興局長を経由して提出しなければならない。			
別表第2（第12条関係）				別表第2（第12条関係）			
行政処分基準				行政処分基準			
違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数	違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反				1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
無許可営業	[略]		100	無許可営業	[略]		100
不正手段による営業許可取得	第7条第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の		不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	第7条第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の	
	第7条第2項	営業許可を受けた場合			第7条第2項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の	
	第7条第6項	営業許可を受けた場合			第7条第6項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の	
	第7条第7項	営業許可を受けた場合			第7条第7項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の	
	第14条第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の			第14条第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の	
	第14条第2項	営業許可を受けた場合			第14条第2項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の	
	第14条第6項	営業許可を受けた場合			第14条第6項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の	
	第14条第7項	営業許可を受けた場合			第14条第7項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の	
	第14条の4第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の			第14条の4第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の	
	第14条の4第2項	収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合			第14条の4第2項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の	
第14条の4第6項	収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	第14条の4第6項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の				
第14条の4第7項	収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	第14条の4第7項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の				

無許可変更	[略]	
事業の停止命令等違反	[略]	
措置命令違反	第 19 条の 4 第 1 項	[略]
	第 19 条の 5 第 1 項	[略]
	[略]	
委託基準違反	第 12 条第 3 項	[略]
	[略]	
[略]		

無許可変更	[略]	
不正手段による変更許可取得	第 7 条の 2 第 1 項	<u>不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合</u>
	第 14 条の 2 第 1 項	<u>不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合</u>
	第 14 条の 5 第 1 項	<u>不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合</u>
事業の停止命令等違反	[略]	
措置命令違反	第 19 条の 4 第 1 項	[略]
	第 19 条の 4 の 2 第 1 項	<u>一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合</u>
	第 19 条の 5 第 1 項	[略]
[略]		
委託基準違反	第 6 条の 2 第 6 項	<u>事業者が一般廃棄物の委託基準に違反した場合</u>
	第 12 条第 3 項	[略]
[略]		

処理施設の 無許可設置	[略]
処理施設の 構造等の無 許可変更	[略]

処理施設の 無許可設置	[略]	
不正手段に よる処理施 設の設置許 可取得	第8条第1項	不正の手段により、一 般廃棄物処理施設の 設置許可を受けた場 合
	第15条第1項	不正の手段により、産 業廃棄物処理施設の 設置許可を受けた場 合
処理施設の 構造等の無 許可変更	[略]	
不正手段に よる処理施 設の構造等 の変更許可 取得	第9条第1項	不正の手段により、一 般廃棄物処理施設の 処理能力、構造等の変 更許可を受けた場合
	第15条の2の5 第1項	不正の手段により、産 業廃棄物処理施設の 処理能力、構造等の変 更許可を受けた場合
廃棄物の輸 出確認違反	第10条第1項	環境大臣の確認を受 けないで、一般廃棄物 を輸出した場合
	第15条の4の6 第1項	環境大臣の確認を受 けないで、産業廃棄物 を輸出した場合
受託禁止違 反	第14条第13項	許可を受けなくて、産 業廃棄物の収集若し くは運搬又は処分を 受託した場合
	第14条の4第13 項	許可を受けなくて、特 別管理産業廃棄物の 収集若しくは運搬又 は処分を受託した場 合

投棄禁止違反	[略]	
再委託禁止違反	第7条第14項	[略]

投棄禁止違反	[略]	
焼却禁止違反	第16条の2	廃棄物を焼却した場合（第16条の2に掲げる方法による場合を除く。）
指定有害廃棄物の処理禁止違反	第16条の3	指定有害廃棄物を保管、収集、運搬又は処分した場合（第16条の3に掲げる方法による場合を除く。）
廃棄物の輸出確認違反未遂	第10条第1項	環境大臣の許可を受けず、一般廃棄物を輸出する行為に着手した場合
	第15条の4の6第1項	環境大臣の許可を受けず、産業廃棄物を輸出する行為に着手した場合
投棄禁止違反未遂	第16条	廃棄物をみだりに捨てる行為に着手した場合
焼却禁止違反未遂	第16条の2	廃棄物を焼却する行為に着手した場合（第16条の2に掲げる場合を除く。）
委託基準違反、再委託禁止違反	第6条の2第7項	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定める基準に従わない場合
	第7条第14項	[略]

第 12 条第 4 項	事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）</u> で定める基準に従わない場合
第 12 条の 2 第 4 項	[略]
第 14 条第 14 項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を <u>他人に委託し、又は再委託した場合</u> （政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）
第 14 条の 4 第 14 項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を <u>他人に委託し、又は再委託した場合</u> （政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）

[略]

処理施設の
無許可譲受
等

[略]

第 12 条第 4 項	事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、 <u>政令</u> で定める基準に従わない場合
第 12 条の 2 第 4 項	[略]
第 14 条第 14 項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を <u>他人に委託した場合</u> （政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）
第 14 条の 4 第 14 項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を <u>他人に委託した場合</u> （政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）

[略]

処理施設の
無許可譲受
等

[略]

廃棄物の輸出確認違反	第10条第1項	環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出した場合
	第15条の4の6第1項	環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出した場合
受託禁止違反	第14条第13項	許可を受けないで、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合
	第14条の4第13項	許可を受けないで、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合
[略]		
焼却禁止違反	第16条の2	廃棄物を焼却した場合（第16条の2に掲げる方法による場合を除く。）

[略]		
投棄禁止違反目的収集運搬	第16条	廃棄物をみだりに捨てる目的で、収集又は運搬をした場合
焼却禁止違反目的収集運搬	第16条の2	廃棄物を焼却する目的で、収集又は運搬をした場合（第16条の2に掲げる方法による場合を除く。）
廃棄物の輸出確認違反予備	第10条第1項	環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出する目的で準備をした場合
	第15条の4の6第1項	環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出する目的で準備をした場合

産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の虚偽記載等	第12条の4	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者が受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した場合	90
[略]			

土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	第15条の19第4項	廃棄物が地下にある土地で知事が指定した区域（以下「指定区域」という。）における土地形質変更届出に関して出された計画変更命令に違反した場合	90
	第19条の10第1項	指定区域における土地形質変更届出に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の虚偽記載等	第12条の4第1項	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくはは特別管理産業廃棄物処分業者が受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した場合	
管理票に係る勧告の措置命令違反	第12条の6第3項	管理票に係る勧告を受けた事業者等がその勧告を受けた旨を公表された後、なお正当な理由なくその勧告に係る措置をとらずに出された措置命令に違反した場合	
[略]			

管理票未交付等	[略]	30
保存義務違反	[略]	
虚偽登録等	[略]	
[略]		

管理票未交付等	[略]	30
虚偽管理票写し送付・虚偽報告	第12条の4第2項	運搬受託者又は処分受託者が受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合
	第12条の4第3項	処分受託者が受託した産業廃棄物の処分に係る中間処理産業廃棄物の最終処分が終了がした旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合
保存義務違反	[略]	
土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	第15条の19第1項	指定区域において届出をせずに土地形質を変更し、又は虚偽の届出をした場合
虚偽登録等	[略]	
[略]		

処理施設の維持管理事項記録等違反	[略]
報告義務違反	[略]
[略]	
[略]	

様式第4号（第14条関係）

[略]
地方振興局長
 様
 市長
 [略]

様式第5号（第14条関係）

[略]
地方振興局長
 様
 市長
 [略]

様式第6号（第14条関係）

[略]
地方振興局長
 様
 市長
 [略]

処理施設の維持管理事項記録等違反	[略]
処理責任者等設置義務違反	第12条第6項 産業廃棄物処理施設が設置されている事業場に産業廃棄物処理責任者を置かない場合
	第12条の2第6項 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かない場合
報告義務違反	[略]
[略]	
[略]	

様式第4号（第14条関係）

[略]
振興局長
 様
 市長
 [略]

様式第5号（第14条関係）

[略]
振興局長
 様
 市長
 [略]

様式第6号（第14条関係）

[略]
振興局長
 様
 市長
 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の循環型地域社会の形成に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。